



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 特定計量器の定期検査（県民生活課） ..... 1
- 農地中間管理機構の事業の特例に関する規程の承認（農政経済課） ..... 2
- 民有保安林の指定の解除の予定・2件（森林管理課） ..... 2
- 公有水面埋立しゅん功認可（漁港漁場課） ..... 2
- 公有水面埋立免許の出願の要領（港湾課） ..... 3
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課） ..... 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（北部土木事務所） ..... 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（南部土木事務所） ..... 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定の廃止（南部土木事務所） ..... 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・3件（宮古土木事務所） ..... 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（八重山土木事務所） ..... 6

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・3件（県民生活課） ..... 7
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（道路街路課） ..... 8
- 村決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 8
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課） ..... 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立名護商工高等学校） ..... 9

### 公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 ..... 10

## 告 示

### 沖縄県告示第461号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成26年 8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
南大東村	平成26年10月6日（月曜日）午後1時から午後4時まで	南大東村役場
北大東村	平成26年10月21日（火曜日）午前10時から午後2時まで	北大東村役場
宜野湾市	平成26年10月28日（火曜日）午前11時から午後3時まで	宜野湾公民館
	平成26年10月29日（水曜日）午前11時から午後3時まで	普天間三区公民館
	平成26年10月30日（木曜日）午前11時から午後3時まで	大山公民館

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
南大東村	平成26年10月6日（月曜日）から平成27年1月30日（金曜日）まで	特定計量器の取り付け ある土地又は建物その他 工作物の所在の場所
北大東村	平成26年10月21日（火曜日）から平成27年1月30日（金曜日）まで	
宜野湾市	平成26年10月28日（火曜日）から平成27年1月30日（金曜日）まで	

**沖縄県告示第462号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程を次のとおり承認した。

平成26年 8 月 29 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 事業規程を定めた農地中間管理機構の名称 公益財団法人沖縄県農業振興公社
- 2 事業規程を承認した日 平成26年6月30日
- 3 承認に係る事業の種類
  - (1) 農地売買等事業（法第7条第1号に掲げる事業をいう。）
  - (2) 農地売渡信託等事業（法第7条第2号に掲げる事業をいう。）
  - (3) 農業生産法人出資育成事業（法第7条第3号に掲げる事業をいう。）
  - (4) 研修等事業（法第7条第4号に掲げる事業をいう。）

**沖縄県告示第463号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 8 月 29 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡今帰仁村字今泊下皆久原597番地1
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 海岸保全施設及び公共施設用地とするため

**沖縄県告示第464号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 8 月 29 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡宜野座村字松田志利川原815番4、815番5、815番6、815番7、815番8、815番9
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

**沖縄県告示第465号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成26年8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 しゅん功認可年月日及び指令番号 平成26年8月19日 沖縄県指令農第1346号
- 2 しゅん功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
  - (1) 認可を受けた者 北谷町字桑江226番地 北谷町
  - (2) 代表者 北谷町字吉原464番地8 北谷町長 野国昌春
- 3 埋立区域
  - (1) 位置
    - ア A区域 北谷町字港1番2の地先公有水面
    - イ B区域 北谷町字美浜57番、58番及び59番の地先公有水面
  - (2) 区域
    - ア A区域 次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成23年度の秋分の満潮位（D.L.+2.38メートル）における公有水面と陸地との境界線、②の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と④の地点を結ぶ線により囲まれた区域
      - ①の地点 四等三角点（K当7）港（北緯26度19分24秒1979、東経127度45分08秒4317）から101度35分18秒308.41メートルの地点
      - ②の地点 ①の地点から60度49分55秒11.00メートルの地点
      - ③の地点 ②の地点から150度50分31秒4.84メートルの地点
      - ④の地点 ③の地点から241度14分25秒11.00メートルの地点
    - イ B区域 次の各地点のうち⑤の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成23年度の秋分の満潮位（D.L.+2.38メートル）における公有水面と陸地との境界線及び⑤の地点と⑧の地点を結ぶ線により囲まれた区域
      - ⑤の地点 四等三角点（K当7）港（北緯26度19分24秒1979、東経127度45分08秒4317）から103度36分26秒318.27メートルの地点
      - ⑥の地点 ⑤の地点から61度03分13秒11.00メートルの地点
      - ⑦の地点 ⑥の地点から150度35分52秒5.25メートルの地点
      - ⑧の地点 ⑦の地点から240度45分19秒11.00メートルの地点
  - (3) 面積
    - ア A区域 52.85平方メートル
    - イ B区域 58.05平方メートル
- 4 埋立免許の年月日及び指令番号 平成24年6月28日 沖縄県指令農第650号
- 5 関係図書を閲覧する事ができる市町村名 北谷町

**沖縄県告示第466号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成26年8月29日から同年9月18日まで沖縄県土木建築部港湾課及び久米島町役場において縦覧に供する。

平成26年8月29日

兼城港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 出願書受理年月日 平成26年8月13日
- 2 出願の概要
  - (1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
    - ア 出願人 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
    - イ 代表者 沖縄県那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
  - (2) 埋立区域
    - ア 位置 島尻郡久米島町字嘉手苺841番6の地先公有水面
    - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ昭和56年秋分の日の満潮位（D.

L. +1.74m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点ガラサー山（北緯26度20分30秒4657、東経126度45分00秒9243）から126度31分41秒、894.20メートルの地点

②の地点 ①の地点から175度53分52秒100.09メートルの地点

③の地点 ②の地点から85度53分56秒27.28メートルの地点

④の地点 ③の地点から40度53分26秒4.49メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から130度53分02秒3.23メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から40度53分50秒100.30メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から310度53分50秒93.23メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から220度19分58秒3.24メートルの地点

ウ 面積 8,805.75平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 島尻郡久米島町字嘉手苺和田841番6の地内及び同町字嘉手苺和田841番6の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊸の地点 四等三角点ガラサー山（北緯26度20分30秒4657、東経126度45分00秒9243）から127度55分20秒、854.99メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から175度53分50秒153.50メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から85度53分50秒73.24メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から40度53分51秒163.08メートルの地点

㊼の地点 ㊻の地点から310度53分51秒132.50メートルの地点

㊽の地点 ㊼の地点から220度55分10秒78.52メートルの地点

ウ 面積 24,647.60平方メートル

(4) 埋立地の用途 ふ頭用地

- 3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

### 沖縄県告示第467号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成5年沖縄県告示第330号で認可した石垣都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 石垣都市計画下水道事業
  - (2) 名称 石垣市公共下水道
- 3 事業施行期間 平成5年3月30日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

### 沖縄県告示第468号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年 8月29日

沖縄県北部土木事務所長 嘉 手 納 良 文

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 平成26年4月25日
  - 3 指定に係る道路の位置 名護市字為又大又原742番4、742番83及び1025番5
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 67.37メートル
    - (2) 幅員 6.00メートル
- 

**沖縄県告示第469号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年8月29日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 平成26年4月3日
  - 3 指定に係る道路の位置 糸満市字潮平93番3、93番3地先の里道、字阿波根1319番4、1320番4及び1320番4地先の里道
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 10.04メートル
    - (2) 幅員 4.00メートル
- 

**沖縄県告示第470号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年8月29日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 平成26年5月14日
  - 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字高平611番4及び620番3
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 18.005メートル
    - (2) 幅員 4.009メートル～6.619メートル
- 

**沖縄県告示第471号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

平成26年8月29日

沖縄県南部土木事務所長 喜 屋 武 忠

- 1 廃止に係る道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による道路
  - 2 廃止の年月日 平成26年3月28日
  - 3 廃止する道路の位置 糸満市字国吉30番3地先の里道
  - 4 廃止する道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 56.20メートル
    - (2) 幅員 2.40メートル～4.00メートル
- 

**沖縄県告示第472号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成26年 8月29日

沖縄県宮古土木事務所長 小 橋 川 透

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成26年 4月23日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字下里南腰原1563番2、1564番10、1564番12及び1565番3
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 76.67メートル
  - (2) 幅員 6.05メートル

#### 沖縄県告示第473号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成26年 8月29日

沖縄県宮古土木事務所長 小 橋 川 透

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成26年 4月25日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字西里西屋原1088番5
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 41.67メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

#### 沖縄県告示第474号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

平成26年 8月29日

沖縄県宮古土木事務所長 小 橋 川 透

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成26年 5月15日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字松原ウエバリ541番2、544番4及び547番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 92.60メートル
  - (2) 幅員 6.05メートル

#### 沖縄県告示第475号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

平成26年 8月29日

沖縄県八重山土木事務所長 添 石 清 包

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 平成26年 1月24日
- 3 指定に係る道路の位置 石垣市字真栄里前原204番386

## 4 指定に係る道路の延長及び幅員

- (1) 延長 24.98メートル
- (2) 幅員 4.50メートル

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年10月17日まで縦覧に供する。  
平成26年 8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年 8月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さぼーと・なほ
- 3 代表者の氏名 宮里清栄
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市古島2丁目14番4号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者であって雇用されることが困難なものを通所させ、地域社会で自活するのに必要な作業訓練を行うとともに働く場を確保し、就労支援事業等を行う。さらに創作的活動や生産活動の機会の提供を行い、また地域との交流や文化活動に参加することにより社会自立させ、障がい者の福祉の増進及び地域の障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年10月17日まで縦覧に供する。  
平成26年 8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年 8月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県マンション管理組合連合会
- 3 代表者の氏名 名城禎彦
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里儀保町4丁目101番地センチュリー宝口702
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内に所在する分譲マンションに係る管理組合、団体、居住者をはじめとする地域住民に対して、マンションの管理運営に関する情報の提供、問題解決のための相談及び支援等に関する事業を行うことにより、マンションの居住性の向上及び建物の維持管理を図り、建物等のスラム化を防止し、街の景観・地域住民の安全の確保に努め、もって地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部県民生活課において、平成26年10月19日まで縦覧に供する。  
平成26年 8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成26年 8月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ファミリーサポート愛さん会
- 3 代表者の氏名 平良博子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字国場221番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、母子・父子家庭や、経済的にゆとりのない家庭、共働きで介護が思うようにできない家庭に対し、子育て支援、介護支援、生活支援、障がい者支援を主とした地域における家庭支援の事業を展開することにより、家庭の機能向上を図り、もって誰もが安心して住むことができる地域を構築することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 南城都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・1号南部東道路
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成26年沖縄総合事務局告示第10号の事業地のうち沖縄県南城市大里字大城前田原、大里字大城平田原、佐敷字新里長作原、佐敷字新里竹枝原、玉城字船越相図原、玉城字船越上間原、玉城字糸数世利田原、玉城字喜良原喜良原、玉城字親慶原下親慶原及び玉城字親慶原仲田原において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成26年1月27日から平成31年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、北中城村から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 アワセゴルフ場地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年9月18日 沖縄県指令土第1096号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真栄里1861番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市壺屋2丁目25番22号 玉城安広
- 5 検査済証番号 平成26年8月19日 第4134号
- 6 工事完了年月日 平成26年7月31日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年 8月29日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 県立学校校内LAN保守管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成26年7月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社国建システム 沖縄県那覇市久茂地1丁目2番20号
- 5 落札金額 51,354,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

## 7 入札の公告を行った日 平成26年6月3日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年8月29日

沖縄県立名護商工高等学校長 比 嘉 淳

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 自動設計製図装置 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成27年2月20日（金曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄県立名護商工高等学校

## 2 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

## 3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成26年9月19日（金曜日）から同月30日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立名護商工高等学校事務室 〒905-0019 沖縄県名護市大北四丁目1番23号 電話番号0980-52-3389

## 4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年10月15日（水曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立名護商工高等学校大会議室

## 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県立名護商工高等学校事務室に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

## 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

## 7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成26年9月19日（金曜日）から同月30日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立名護商工高等学校事務室

## 8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを

引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立名護商工高等学校
- (2) 所在地 〒905-0019 沖縄県名護市大北四丁目1番23号

10 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 平成26年10月8日(水曜日)午後5時  
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立名護商工高等学校事務室に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時 平成26年9月19日(金曜日)午後4時30分  
イ 場所 沖縄県立名護商工高等学校大会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
Computer Assisted Drafting system 1-set
- (2) DELIVERY DUE DATE  
February 20, 2015, Okinawa Prefectural Nago Commercial and Technical Senior High School
- (3) BIDDING INFORMATIONAL MEETING  
4:30 p.m. September 19, 2014
- (4) DATE FOR BIDS  
2:00 p.m. October 15, 2014
- (5) POINT OF CONTACT  
Okinawa Prefectural Nago Commercial and Technical Senior High School Office  
4-1-23 Ookita, Nago City, Okinawa, Japan, 905-0019  
Telephone 0980-52-3389

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第95号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成26年8月29日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
- (2) 講習規則第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。)

2 講習期間等

- (1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	平成26年10月6日（月曜日）から同月10日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成26年10月10日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考查】10月10日（金曜日）	午後3時20分から午後5時まで	

## (2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	平成26年10月9日（木曜日）から同月10日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成26年10月10日にあつては、午後3時）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考查】10月10日（金曜日）	午後3時20分から午後3時55分まで	

## 3 受講定員

- (1) 新規取得講習 20人
- (2) 追加取得講習 20人

## 4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第3号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

## 5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通

- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(7) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

#### イ 追加取得講習

(7) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の1級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧1級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧2級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

### 6 受講申込手続等

#### (1) 受付期間

ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成26年9月4日（木曜日）から同月10日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成26年9月8日（月曜日）から同月12日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

#### (2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(4) 受講手数料 新規取得講習手数料38,000円又は追加取得講習手数料14,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

### 8 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号 (098) 862-0110 (内線3032-3034) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 ちとせ印刷  
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号